2016 年 5 月 9 日制定

# 「パーソナルPMコミュニティ」会則

第 1 条（会の目的）
パーソナルＰＭ（パーソナル・プロジェクトマネジメント）を追究し、個人、組織、社会に役立てることを目的とする。次のゴールを目指し、適切かつ自由な活動が行える。

① パーソナルＰＭの知識体系を整備し、モダンＰＭの１領域として確立する。
② 会員は好むテーマを追究し成果を共有することにより会員相互の成長を図る。
③ パーソナルＰＭを社会に役立て、ＰＭを日本の強みとすることに貢献する。

第 2 条（会員）
次により会員を構成する。

1） 入会：会員 1 名以上の推薦に基づき役員会の承認によって会員となる。
2） 会費：入会金および会費は無料とする。
3） 会員名簿：会員は所属、氏名、連絡先 e メールアドレス（1 つまたは複数）を、幹事に届け出る。これらの情報を含む会員名簿は会員のだれもが共有できるが、会の外部へは開示しないものとする。
4） 退会：会員本人による幹事への届け出によりいつでも退会できる。
5） 除名：会の運営に支障をきたす場合、もしくは 1 年間以上の連絡不通の場合について、役員会は当該会員の除名をすることができる。

第 3 条（役員会）
この会には次の役員をおく。

1） 代表 1 名、副代表 2 名または 3 名、幹事 1 名にて役員会を構成する。役員会は随時開催、またはネットワーク上の開催ができ、過半数の参加をもって成立する。
2） 代表は会を代表するとともに会の円滑な運営に努める。代表が任務を行えない時は副代表が遂行する。幹事は事務局の役割を務める。
3） 任期は各年 4 月から翌年 3 月とし再任を妨げない。役員は各期末会合出席者により会員互選によって定める。

第 4 条（事務局）
事務局は会員名簿を管理する。連絡先はネットワーク上に設け、当面は下記とする。
personal_pm_community@googlegroups.com

第 5 条（会則の改正）
会員の発案により、過半数の会員の同意表明をもってこの会則を改正できる。

以上